○文部科学省告示第百二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成十二年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十一日

文部科学大臣　塩谷　立

「幼稚園就園奨励費補助金」を「学校情報通信技術環境整備事業費補助金、幼稚園就園奨励費補助金」に改め、「、国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金、国宝重要文化財等保存施設整備費補助金」を削る。

○厚生労働省告示第三百八十七号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項の規定に基づき、平成二十一年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成二十年厚生労働省告示第四百十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千四十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定により就職促進手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　四千四十円以上一万千六百八十円以下の額

○厚生労働省告示第三百八十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十一年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第七項に規定する控除額を次のように変更し、平成二十年厚生労働省告示第四百十四号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の日に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

千三百二十六円

○厚生労働省告示第三百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月一日から適用する。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二項に次の一号を加える。

九十三　無拘束型多点感圧シートセンサを用いた検査（閉塞性睡眠時無呼吸症候群が強く疑われる症状（習慣性がある激しいいびき、日中の傾眠等をいう。）及び所見（肥満、薬物療法に対して抵抗性を有する高血圧等をいう。）が認められる者又は中枢性睡眠時無呼吸症候群が強く疑われる慢性心不全の者に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら呼吸器内科、循環器内科、神経内科、耳鼻いんこう科又は精神科に従事していること。

(2)　呼吸器専門医、循環器専門医、神経内科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は精神保健指定医であること。

(3)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　内科、耳鼻いんこう科又は精神科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3)　病床を有していること。

(4)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

(6)　院内で終夜睡眠ポリグラフィー（携帯用装置を使用するものを除く。）を実施する体制が整備されていること。

第三項に次の一号を加える。

十八　内視鏡下手術用ロボットを用いた冠動脈バイパス手術（虚血性心疾患に係るものであって、一箇所を吻合するものに限る。）

○農林水産省告示第千十九号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第二項の規定に基づく遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月一日から施行する。

平成二十一年七月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

表第二項中「4から7まで」を「5から8まで」に改め、同表第三項中「とそれ以外の大西洋の海域」を「（以下「西大西洋海域」という。）」に改め、「日別」の下に「（採捕しなかった日を除く。）」を加え、同表第四項中「5から7まで」を「6から8まで」に改め、同表第八項中「4から7まで」を「5から8まで」に改め、同表中同項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次のように加える。

4	西大西洋海域以外の大西洋の海域におけるくろまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量及び正午位置	翌日

○国土交通省告示第八百二十六号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、同令第五条の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第六百八十一号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十一日

国土交通大臣　金子　一義

栃木県の項中芳賀郡の項中「二宮町」を削り、群馬県の項中多野郡の項中「吉井町」を削り、静岡県の項中「庵原郡　由比町」及び「志太郡　大井川町」を削り、熊本県の項中下益城郡の項中「富合町」を削り、福岡県の項に次の一項を加える。

糟屋郡　粕屋町

附　則

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

○海上保安庁告示第二百二十六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC　113　なつづき」を「PC　PC　PC　115114113　なつづき　おきぐも　あわぐも」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC　115　あわぐも」を「PC　PC　116115　あわぐも　しまぐも」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL　109　しきね」を削る。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PL　65　くにがみ」を「PL　65　くにがみ　66　しきね」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十一年七月三十一日から、第二条の規定は平成二十一年八月二十四日から、第三条の規定は平成二十一年九月四日から、第四条の規定は平成二十一年十月七日から施行する。